

協同農業普及事業の 実施に関する方針

平成23年3月31日

石川県

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・	1
第1 普及指導活動の課題	・・・・・・・・・・	1
1 地域農業の担い手の育成及びその将来にわたる 確保に向けた取組に対する支援		
2 消費者ニーズに沿った売れる農産物づくりに対する支援		
3 環境と調和した農業生産に向けた取組に対する支援		
4 食の安全・安心の確保に向けた取組に対する指導		
5 農村地域活性化に向けた取組に対する支援		
第2 普及指導員の配置に関する事項	・・・・・・・・・・	2
第3 普及指導員の資質の向上に関する事項	・・・・・・・・・・	2
1 普及指導員の研修		
2 その他の資質向上策		
3 普及指導手当の支給		
第4 普及指導活動の方法に関する事項	・・・・・・・・・・	3
1 普及指導活動の重点化		
2 普及指導計画の策定と評価		
3 調査研究の実施とその成果の活用		
4 専門的な技術の迅速な普及		
5 新規就農者等への支援		
6 行政施策の活用支援等		
第5 普及指導活動体制の整備	・・・・・・・・・・	5
1 普及指導センターの運営		
2 民間等との連携強化		
第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	・・・・・・・・・・	6
1 協力体制の整備		
2 農業に関する教育への協力		

はじめに

本県における協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、昭和23年に国との協同事業として発足以来、農政の推進に資する最も基本的な手法の一つとして、農業の生産性の向上や担い手の育成、農村地域の活性化等の様々な農政課題に対応して実施しており、本県農業・農村の発展に大きな役割を果たしてきたところである。

しかしながら、近年、農業者の高齢化や担い手の減少による生産構造の脆弱化、国内外の産地間競争の激化による農産物価格の低迷など厳しい状況に直面している。

このため、今後の本県普及事業においては、消費者の視点を重視しつつ、持続性と多様性のある農業・農村の実現を目指し、水田を活用した生産力の向上や消費者に信頼される品質の高い商品づくり、多様な農業人材の育成等の重要課題の推進に資するよう、スペシャリスト機能とコーディネート機能の両機能を発揮し、地域農業の生産面、経営面における革新を支援する役割を果たすものとする。

以上のことから、新たな普及活動の基本的な方向と活動内容を明確にするため、協同農業普及事業の実施に関する方針を定めることとする。

第1 普及指導活動の課題

次に掲げる基本的課題について、国の施策の展開方向を踏まえつつ、取り組むものとする。

- 1 地域農業の担い手の育成及びその将来にわたる確保に向けた取組に対する支援
将来にわたっての地域農業の担い手を確保するため、経営の改善に意欲的な認定農業者、集落営農組織等の経営発展に向けた技術や経営の革新に対する指導を行う。
また、青年農業者に対する農業技術、経営管理の習得及び女性農業者の経営・社会活動への参画、起業活動並びに新規就農者の営農定着の取組に対する支援を行う。
- 2 消費者ニーズに沿った売れる農畜産物づくり等に対する支援
既存産地の収益力向上に向け、消費者や食品産業等のニーズに対応した農畜産物の付加価値の向上、先進技術の導入による生産性の向上や生産コストの縮減、産地と需要者のマッチングや商品開発など、生産から流通、販売まで一貫した支援を行う。
また、戸別所得補償制度の導入を踏まえ、麦、大豆、新規需要米の生産拡大及び品質の向上、調整水田の解消等に向けた取組に対する支援を行う。
- 3 環境と調和した農業生産の取組に対する支援
化学資材の適正使用等、環境負荷の低減や生物多様性保全等の環境と調和した持続性の高い農業生産に向けた取組や、家畜排泄物の有効活用による耕畜連携の仕組みづくりに対する支援を行う。

4 食の安全・安心の確保に向けた取組に対する支援

消費者の信頼を確保するため、資材の安全使用や生産履歴の記帳の推進、畜舎や農産加工施設でのリスク管理措置の実施指導など農業生産工程管理に対する支援を行う。

5 農村地域の活性化に向けた取組に対する支援

地域資源を活かした特産品づくりや都市住民との交流、学校給食への地元食材の導入等の地産地消運動の推進、鳥獣害対策の推進、遊休農地の有効活用等の地域活性化に向けた取組に対する支援を行う。

その他、新たな農政課題を的確に行ううえで必要な技術・経営指導を実施するものとする。

第2 普及指導員の配置に関する事項

農業者の高度で多様なニーズ及び地域農業の抱える課題に的確に対応するため、普及指導センター（農業改良助長法第12条第1項に規定する普及指導センターとして設置するものをいう。）に普及指導員を配置する。なお、普及指導活動に対する的確な進行管理が求められる普及指導センターの長は、普及指導員を配置する。

農業総合研究センター中央普及支援センター（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するものをいう。以下「中央普及支援センター」という。）は、広域普及指導センターの機能を担うものとし、豊富な普及指導経験と高度な専門技術・知識を持った普及指導員を配置する。

農林総合事務所農業振興部（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するものをいう。以下「農業振興部」という。）は、地域普及指導センターの機能を担うものとし、地域の農業事情や特性等を考慮して適正な普及指導員の配置に努める。

なお、普及指導員の在任期間については、普及指導対象に密着した持続的・効果的な普及指導活動を推進する観点から、一定の在任期間を確保するよう努める。また、普及指導員の適正な配置と人員確保の観点から、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成に努めるものとする。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員がその機能を十分発揮して、普及課題に的確に対応するための資質の向上が図られるよう、以下の事項に取り組むものとする。

1 普及指導員の研修

研修の実施にあたっては、施策の展開方向や普及指導員の経験年数、現地活動課題に応じて、次の内容の研修を計画的に実施する。

- (1) 革新的な新技術やマーケティングをはじめとする高度な経営管理等に関する知識・技術の習得を図るための専門指導力の向上研修
- (2) 関係機関・団体及び地域リーダー等との連携体制の構築による地域課題の解決に向けた総合指導力の向上研修
- (3) OJTを基本とした新任普及指導員等の実践指導力の向上研修

これらの研修にあたっては、国主催の研修を有効に活用するほか、大学や民間企業、先進的農業者への派遣や試験研究機関との連携など、より高度で実践的な研修となるよう留意する。また、研修成果は、報告会の開催等を通じて、その共有化に努める。

2 その他の資質向上策

幅広い知識や視野を有する普及指導員を育成するため、試験研究機関、農林関係部局などとの計画的な人事交流について配慮する。

3 普及指導手当の支給

普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導員の恒常的かつ自主的な資質向上の取組を助長する観点から、普及指導手当を支給するものとする。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導活動の重点化

(1) 課題の重点化

農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

(2) 対象の重点化

地域農業の実態を十分に考慮した上で、認定農業者、農業法人、集落営農組織、新規就農者、女性農業者等の意欲的な担い手を重点的に育成する。

また、競争力ある産地育成に向けて、産地リーダー等の活動を支援する。

2 普及指導計画の策定と評価

中央普及支援センター及び農業振興部においては、毎年度、普及指導計画を作成し、計画的・戦略的な普及指導活動を実施するものとする。

普及指導計画の作成にあたっては、農業振興部が中心となり農林総合事務所内の他部や地域の関係機関等で組織する各種協議会等の機能を活用して関係機関や農業者との課題の共有化と役割分担の明確化を図る。

また、普及指導センターごとに関係者評価会議（構成：市町、農業協同組合、普及指導協力委員等）や県普及事業外部評価会議（構成：学識経験者、民間有識者、マスコミ等）を開催し、普及指導活動の成果について客観的な評価を行うとともに、

評価結果を通じて普及指導活動の改善に努める。

3 調査研究の実施とその成果の活用

普及課題の解決のため、試験研究機関や農業者等と連携して行う調査研究活動の取組を充実させ、その成果を普及指導員間で共有することにより、普及活動の高度化、効率化に努める。

4 専門的な技術の迅速な普及

(1) 研究機関や大学等との連携強化

担い手の栽培技術の革新や多様な経営展開への支援強化を図るため、農業総合研究センターや独立行政法人等の研究機関や石川県立大学等の教育機関との連携を一層強化し、

ア 革新的な新技術について、現地において、実態に合わせた組立実証

イ 新品種や新規に導入する品目に対する現地での技術実証

ウ 普及指導員と農業者や研究員が生産現場で直接技術開発

など、高度な技術支援を行い、現場への技術移転の迅速化を図る。

(2) 農業技術の I C T（情報通信技術）化

技術・経営情報など、各種情報を迅速かつ効率的に農業者等に提供するため、データベースの構築やインターネットを活用した双方向の技術交換等を実施する。

(3) 総合的な経営支援の展開

担い手の企業的な経営展開を促進するため、財団法人いしかわ農業人材機構（以下「農業人材機構」という。）や地域担い手育成総合支援協議会等との連携の下、経営の発展段階に応じた情報の提供、経営分析に基づく技術・経営の改善指導など、総合的な経営支援を行う。

5 新規就農者等への支援

いしかわ耕稼塾の修了生等の新規就農者や新規参入企業など、幅広く農業人材を育成するため、農業人材機構のコーディネーターやNPO法人いしかわ農林水産サポートネットのチューター等と連携し、より早期に地域に営農定着できるよう支援する体制を整備する。

6 行政施策の活用支援等

普及活動の効果的な展開のため、担い手に対する農業改良資金をはじめとする制度資金、補助事業等の各種施策を有効な普及活動の手段として普及指導計画に位置付け、積極的な活用に努める。

第5 普及指導活動体制の整備

1 普及指導センターの運営

中央普及支援センター及び農業振興部は、相互に連携を強化しながら、普及事業が総合的かつ効率的に機能するよう、以下の普及指導体制の整備に努めるものとする。

(1) 中央普及支援センター

普及指導活動に関する総合的な企画調整及び普及指導員への技術情報の伝達が円滑に行われるよう、その機能の充実を図る。

主な業務内容は、農林総合事務所の管内を越えて推進する広域プロジェクトや農業後継者等の担い手に対する革新的な新技術や知識の習得指導、普及指導員やJA営農指導員の資質向上研修の企画・運営等を担当する。

(2) 農業振興部

普及指導員が地域に密着した指導活動を行う拠点及び農業者等に対する情報提供並びに相談の場としての機能が十分果たされるよう、組織体制の整備に努める。

なお、農業者の視点に立った継続的な指導活動を行うため、地域の情報や普及指導員個々の活動記録、指導資料のデータベース化による情報の共有化を徹底する。

2 民間等との連携強化

(1) 農業協同組合との役割分担

普及指導センターは、主に、農業者に対する新技術の普及や新商品づくり等の支援を行い、農業協同組合は、主に、一般的な栽培技術や農薬・肥料等の相談など購買事業と一体となった指導を行う。なお、農業協同組合間の指導体制の格差に考慮し、役割分担は段階的に進めることとする。また、分担を円滑に進めるため、営農指導員の指導力向上に向けた支援を行う。

(2) 民間専門家・企業との連携

税務、労務管理等の民間専門家が存在する分野については、税理士、社会保険労務士等の活用を図るものとし、民間との連携、分担を図る。また、農商工連携等の活動においては、商工会の経営指導員や財団法人石川県産業創出支援機構等との連携に努める。

(3) 普及指導協力委員等の活用

地域において、先導的役割を担っている普及指導協力委員等の協力を得て、新規就農者の定着や革新的技術等の普及が効率的に行われるよう、支援体制の整備に努める。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 都道府県間の連携の強化

全国的な農政課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に関係する都道府県間の情報の共有、技術協力等に努める。

2 協力体制の整備

(1) 農業改良普及事業推進協議会との連携

普及事業と市町の行政施策、農業協同組合の営農指導事業等との密接な連携を確保するため、県農業改良普及事業推進協議会及び地区農業改良推進協議会との連携の強化に努める。

(2) 林業及び水産業改良普及事業との連携

本県においては、農・林・水産業が複合的に営まれていることから、林業普及指導事業や水産業改良普及事業との連携に留意する。

3 農業に関する教育への協力

幼・青年期からの農業理解を促進するため、小中学校や高校・大学等の学校教育との連携を進めるとともに、就農希望者等に対する就農相談や情報の提供に努め、将来農業を担うべき人材の確保に資するよう市町、農業協同組合、農業人材機構等と連携して、農業に関する教育への取組に対し積極的に協力を行う。